京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
発行所　京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所　中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示　ページ
○農と環境を守る地域協働活動支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示　（農村振興課）　747
○保安林の指定　（丹後広域振興局）　748
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出　（水産事務所）　〃
○地方自治法に基づく徴収事務の委託（教育庁管理課）　〃

公告
○一般競争入札の実施　（入札課）　749
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出　（山城広域振興局）　751
○都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧　（南丹土木事務所）　752
○都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧　（南丹土木事務所）　752

公営企業
○一般競争入札の実施　〃

選挙管理委員会
○政見放送及び経歴放送実施規程に基づき候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数　756
○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示の一部改正　757

告示

京都府告示第547号

農と環境を守る地域協働活動支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年11月６日
京都府知事　西脇　隆俊

農と環境を守る地域協働活動支援事業交付金交付要綱の一部を改正する告示

農と環境を守る地域協働活動支援事業交付金交付要綱（平成19年京都府告示第275号）の一部を次のように改正する。

第１条中「多面的機能実施要綱」という。）」の右に「、防災・減災地域共同活動支払交付金交付等要綱（令和７年12月16日付け７農振第2139号農林水産事務次官依命通知。以下「防災・減災交付金交付等要綱」という。）」を加える。

別表の１の項中「農地維持活動支援事業」を「農地維持支払交付金」に、「資源向上活動支援事業」を「資源向上支払交付金」に改め、同表の１の項に次のように加える。

(3)　防災・減災地域共同活動支払交付金	防災・減災交付金交付等要綱別紙１第３に規定する対象農用地において、防災・減災交付金交付等要綱別紙１第５の(1)に規定する事業計画に基づき防災・減災地域共同活動を行う防災・減災交付金交付等要綱別紙１第２に規定する対象組織に対し、交付金を交付する事業に要する経費		防災・減災交付金交付等要綱別紙１第６の１に規定する交付額の例により知事が別に定める額

附　則

この告示は、令和８年11月６日から施行し、この告示による改正後の農と環境を守る地域協働活動支援事業交付金交付要綱の規定は、令和８年度分の交付金から適用する。

京都府告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和８年11月６日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　保安林の所在場所

与謝郡与謝野町字三河内小字小谷1984、1985、1985の１、1987の１、1988から1990まで、7282、7283の１

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字小谷7283の１（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第549号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、次のとおり事前届出があった。

なお、同条第３項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和８年11月６日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　届出事項

発起人の住所・氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
舞鶴市東吉原２の31 倉　橋　長　司 舞鶴市下安久519の４ 長　谷　正　和 舞鶴市小橋136 津　田　嘉　春	舞鶴市加入区	京都府漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

縦　覧　期　間	縦　覧　場　所
令和８年11月６日から 令和８年11月20日まで	京都府水産事務所

（京都府漁業協同組合においても指定漁船調書を閲覧することができる。）

京都府告示第550号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和８年11月６日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指定年月日	委託年月日
66	京都食肉市場株式会社	京都市南区吉祥院石原東之口町２　京都市中央卸売市場第二市場構内	京都府立農芸高等学校の生産製作品に係る売払代金	令 8. 9.15	令 8.10. 2

公　　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和８年11月６日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　入札に付する事項

⑴　購入物品の名称及び数量

災害救助用アルファ化米　一式（梅がゆ173,550食、五目ご飯95,250食）

⑵　購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

⑶　納入期限

入札説明書及び仕様書のとおり

⑷　納入場所

入札説明書及び仕様書のとおり

２　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号（075）414-5428

ファクシミリ番号（075）414-5450

⑵　入札説明書及び仕様書の交付等

ア　交付期間

令和８年11月６日（金）から令和８年11月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分までとする。

イ　入手方法

㋐　原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

㋑　やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後１時までの間を除く。）に、⑴の組織に問い合わせの上、入手すること。

３　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和８年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和８年京都府告示第２号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア　大分類「食料品」―小分類「食料品」

イ　大分類「警察・保安用品」―小分類「防災用品」

⑶　４の⑴で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

⑷　過去２年間に１の⑴で示した購入物品又はその他の災害備蓄用品で同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

４　入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑴　提出期間

２の⑵のアに同じ。

⑵　提出方法

ア　電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、⑴の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

イ　電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙

入札者」という。）は、⑴の期間内に、２の⑴の場所に申請書等を持参又は郵送（⑴の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

⑶　確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

⑷　その他

ア　申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ　３の⑵の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

㋐　資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

２の⑴に同じ。

㋑　原則として、京都府ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html）からダウンロードすること。

㋒　提出期限

令和８年11月13日（金）午後５時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

５　入札手続等

⑴　入札期間及び開札の日時等

ア　電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和８年12月17日（木）午前８時30分から午後５時15分まで及び令和８年12月18日（金）午前８時30分から午前10時まで

イ　郵送による場合の入札書の提出期限

令和８年12月17日（木）午後５時

ウ　持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

㋐　提出先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課長

㋑　その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ　開札日時

令和８年12月18日（金）午前10時15分

⑵　入札の方法

ア　電子入札者は、⑴のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ　紙入札者は、⑴のアの期間内に⑴のウの㋐の提出先に入札書を持参し、又は⑴のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ　再度入札については、入札説明書において指定する。

⑶　入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、１の⑴に示す「災害救助用アルファ化米　一式（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑷　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　３に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ　申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ　入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＤ又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ　電子調達システムの使用に当たり、他人のＩＤ又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ　その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク　入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ　１の⑵に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ　金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ　氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

⑸　落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

⑹　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7)　契約書作成の要否

要する。

6　入札保証金

免除する。

7　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の５相当額の違約金を徴収する。

8　契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9　その他

(1)　１から８までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2)　詳細は、入札説明書による。

(3)　電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4)　システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5)　この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10　Summary

(1)　The nature and quantity of the product to be purchased

A Set of Pre-cooked Dehydrated Rice (Alpha-Rice) for Disaster Relief (Plum Rice Porridge: 173,550 servings; Mixed Vegetable Rice: 95,250 servings)

(2)　Bidding method

Electronic bidding system

(3)　Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, November 6, 2026 to Friday, November 27, 2026 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)

(4)　The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, December 17, 2026 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, December 18, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5)　Deadline for tender by mail

5:00 PM on Thursday, December 17, 2026

(6)　The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Friday, December 18, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7)　Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第８条第１項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和８年11月６日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

1　届出事項の概要

(1)　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア　京阪ホールディングス株式会社

枚方市岡東町173番地の１

代表取締役　平川　良浩

イ　久御山町農産物直売所運営協議会

久世郡久御山町森南大内156の１

会長　都築　紗矢香

(2)　大規模小売店舗の名称及び所在地

久御山ショッピングタウン

久世郡久御山町森南大内156の１ほか

(3)　変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	京阪ホールディングス株式会社 枚方市岡東町173番地の１ 代表取締役 石丸　昌宏	京阪ホールディングス株式会社 枚方市岡東町173番地の１ 代表取締役 平川　良浩	令7. 6. 12 ほか	設置者の代表者の変更のため

	久御山町農産物直売所運営協議会 久世郡久御山町森南大内156の１ 会長 藤村　拓也	久御山町農産物直売所運営協議会 久世郡久御山町森南大内156の１ 会長 都築　紗矢香		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目５番地の１ 代表取締役 井出　武美 ほか62業者	イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目５番地の１ 代表取締役 古澤　康之 ほか48業者		小売業を行う者の名称、住所及び代表者の変更並びに退店及び出店のため

２　届出年月日
　令和８年10月16日
３　縦覧場所
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
４　縦覧期間
　令和８年11月６日から令和９年３月８日まで
５　意見書の提出先
　京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

亀岡市から南丹都市計画都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和８年11月６日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

亀岡市から南丹都市計画都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦覧に供する。

令和８年11月６日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

公　営　企　業

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和８年11月６日

京都府知事　西　脇　　隆　俊

１　入札に付する事項
⑴　調達の名称及び数量
　ア　桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで使用する電力調達　一式
　イ　木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターで使用する電力調達　一式
　ウ　宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターで使用する電力調達　一式
⑵　調達物品の仕様等
　入札説明書及び仕様書のとおり
⑶　調達施設及び調達期間
　ア　⑴のアに係る調達
　　洛西浄化センター
　　長岡京市勝竜寺樋ノ口１
　　令和９年４月１日から令和10年３月31日まで
　イ　⑴のイに係る調達
　　㋐　木津川上流浄化センター
　　相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木97番地
　　令和９年４月１日から令和10年３月31日まで
　　㋑　相楽中継ポンプ場
　　木津川市相楽高下４番地９
　　令和９年４月１日から令和10年３月31日まで
　ウ　⑴のウに係る調達
　　㋐　宮津湾浄化センター
　　宮津市字獅子10番地
　　令和９年４月９日から令和10年４月８日まで
　　㋑　獅子崎中継ポンプ場
　　宮津市字獅子崎小字大苗代195番４
　　令和９年４月８日から令和10年４月７日まで
　　㋒　鶴賀中継ポンプ場
　　宮津市字鶴賀2158番７
　　令和９年４月２日から令和10年４月１日まで
　　㋓　須津中継ポンプ場
　　宮津市字須津小字大藪濱1967番１
　　令和９年４月17日から令和10年４月16日まで

㈠　四辻中継ポンプ場
与謝郡与謝野町字四辻小字青田630番２
令和９年４月11日から令和10年４月10日まで
㈡　堂谷中継ポンプ場
与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻41番３
令和９年４月22日から令和10年４月21日まで

⑷　契約期間
契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。
なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。

２　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号（075）414-5442
ファクシミリ番号（075）414-5450

⑵　契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0836　長岡京市勝竜寺樋ノ口１
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号（075）954-1877

⑶　入札説明書及び仕様書の交付等
ア　交付期間
令和８年11月６日（金）から令和８年11月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで
イ　入手方法
㈠　原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
㈡　やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後１時までの間を除く。）に、⑴の組織に問い合わせの上、入手すること。

３　入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和８年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和８年京都府告示第２号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」―小分類「電力」

⑶　「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第６条第１項の規定により、令和８年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

⑷　４の⑴で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

⑸　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑹　入札に参加しようとする調達に要する電力を昼夜問わず供給するのに十分な電源を確保している者であること。

⑺　適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。

４　入札参加資格の確認手続
入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑴　提出期間
２の⑶のアに同じ。

⑵　提出方法
ア　電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、⑴の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。
なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。
イ　電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、⑴の期間内に、２の⑴の場所に申請書等を持参又は郵送（⑴の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

⑶　提出書類
提出書類の詳細は、入札説明書による。

⑷　確認通知
入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

⑸　その他
ア　申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
イ　３の⑵の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。
㈠　資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
２の⑴に同じ。
㈡　提出書類
原則として、京都府ホームページ「特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の随時受付について」（http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/

zuiji.html）からダウンロードすること。

㈢　提出期限

令和８年11月17日（火）午後５時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ　３の(3)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

㈠　「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課温暖化対策係

電話番号（075）414-4830

㈡　提出書類

原則として、京都府ホームページ「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」（https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html）からダウンロードすること。

㈢　提出期限

令和８年11月17日（火）午後５時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

５　入札手続等

(1)　入札期間及び開札の日時等

ア　電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和９年１月６日（水）午前８時30分から午後５時15分まで及び令和９年１月７日（木）午前８時30分から午前10時まで

イ　郵送による場合の入札書の提出期限

令和９年１月６日（水）午後５時

ウ　持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

㈠　提出先

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

京都府総務部入札課長

㈡　その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ　開札日時

令和９年１月７日（木）午前10時15分

(2)　入札の方法

ア　電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ　紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの㈠の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、１の(1)のア、イ又はウのそれぞれについて提出すること。

ウ　契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ　落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ　再度入札については、入札説明書において指定する。

(3)　入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、１の(1)のア、イ又はウのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力の供給に必要な一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)　入札者は、一旦入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5)　入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6)　入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7)　入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあっては、(1)のウの㈠の場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの㈠の提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8)　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア　３に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ　申請書等を提出しなかった者のした入札
ウ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
エ　入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
オ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＤ又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札
カ　電子調達システムの使用に当たり、他人のＩＤ又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札
キ　その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
ク　入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
ケ　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
コ　金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
サ　氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

⑼　落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第９号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第６号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

６　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

７　契約書作成の要否

要する。

８　入札保証金

免除する。

９　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の５相当額の違約金を徴収する。

10　契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11　その他

⑴　１から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

⑵　この入札に係る令和９年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、契約を解除することがある。

⑶　詳細は、入札説明書による。

⑷　電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

⑸　システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

⑹　この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12　Summary

⑴　The nature and quantity of the product to be purchased

ａ．Supply of electricity for Rakusai Wastewater Treatment Plant
ｂ．Supply of electricity for Kizu River Upstream Wastewater Treatment Plant, etc.
ｃ．Supply of electricity for Miyazu Bay Wastewater Treatment Plant, etc.

⑵　Bidding method

Electronic bidding system

⑶　Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, November 6, 2026 to Tuesday, November 24, 2026 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)

⑷　The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, January 6, 2027 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, January 7, 2027

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

⑸　Deadline for tender by mail

5:00 PM on Wednesday, January 6, 2027

⑹　The time, date and place for the opening of tender

10:15 AM on Thursday, January 7, 2027

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
(7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第123号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成６年自治省告示第165号）第２条第７項の規定により、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党又は参議院京都府選挙区選出議員若しくは京都府知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

なお、政見放送及び経歴放送実施規程に基づき候補者届出政党又は候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定めた告示（平成23年京都府選挙管理委員会告示第49号）は、廃止する。

令和８年11月６日

京都府選挙管理委員会
委員長　多　賀　　久　雄

区　　分		テレビジョン放送		ラジオ放送	
		基幹放送事業者の名称	回数	基幹放送事業者の名称	回数
衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党	届出候補者の数が１人又は２人の場合	株式会社京都放送	1	株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	1
	届出候補者の数が３人から５人までの場合	株式会社京都放送	2	株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	1
	届出候補者の数が６人の場合	株式会社京都放送	4	株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	2
参議院京都府選挙区選出議員選挙の候補者		株式会社京都放送	3	株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	1
京都府知事選挙の候補者		株式会社京都放送	3	株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	1

備考　１　この告示の日以後初めて執行される衆議院小選挙区選出議員選挙（当該議員に係る補欠選挙及び再選挙を除く。以下同じ。）及び当該選挙の次に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙においては株式会社エフエム京都をラジオ放送に係る政見放送を行うことができる基幹放送事業者（以下単に「基幹放送事業者」という。）と、これらの選挙の次に執行される衆議院小選挙区選出議員選挙においては株式会社京都放送を基幹放送事業者と、その後の衆議院小選挙区選出議員選挙においては当該選挙の直前の衆議院小選挙区選出議員選挙における基幹放送事業者の他の一方を基幹放送事業者とする。

なお、補欠選挙及び再選挙が執行される場合においては、当該選挙の直前の衆議院小選挙区選出議員選挙における基幹放送事業者を基幹放送事業者とする。

２　この告示の日以後初めて執行される参議院選挙区選出議員選挙（当該議員に係る補欠選挙及び再選挙を除く。以下同じ。）においては株式会社エフエム京都を基幹放送事業者と、当該選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員選挙においては株式会社京都放送を基幹放送事業者と、これらの選挙後の参議院選挙区選出議員選挙においては当該選挙の直前の参議院選挙区選出議員選挙における基幹放送事業者の他の一方を基幹放送事業者とする。

なお、補欠選挙及び再選挙が執行される場合においては、当該選挙の直前の参議院選挙区選出議員選挙における基幹放送事業者を基幹放送事業者とする。

3　京都府知事選挙に係る基幹放送事業者については、参議院選挙区選出議員選挙の場合と同様とする。

京都府選挙管理委員会告示第124号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和８年11月６日

京都府選挙管理委員会
委員長　多　賀　　久　雄

表京都市の項中

「

元京都市立鞍馬小学校	同 左京区鞍馬本町632番地	〃　7.　6.　2

」

を

「

元京都市立鞍馬小学校	同 左京区鞍馬本町632番地	〃　7.　6.　2
元京都市立新洞小学校	同 左京区新東洞院仁王門上る新東洞院町252	〃　8.10.13

」

に改める。